

参考

策定経過・策定体制等

参考1. 策定経過.....	82
参考2. 策定体制.....	84
参考3. 上位・関連計画.....	90
参考4. 用語集.....	91

参考1. 策定経過

(1) 検討経緯

年 度	検討経緯	庁内検討	協議会	都市計画 審議会*	市民参加
平成 28 (2016) 年度	基礎的な調査・分析 将来都市構造の検討	第 1 回検討委員会 (1/6) 第 2 回検討委員会 (3/21)		第 11 回 (1/18)	住民等意向調査 (10~11 月) 関係団体等ヒアリ ング(11~12 月)
平成 29 (2017) 年度	都市機能誘導の検討 居住誘導の検討	第 1 回幹事会 (6/28) 第 1 回部会 (7/5) 第 3 回検討委員会 (8/29) 第 2 回幹事会 (11/21) 第 2 回部会 (12/13) 第 3 回幹事会 (3/15)	第 1 回 (8/21) 第 2 回 (1/17)	第 12 回 (12/21)	
平成 30 (2018) 年度	立地適正化計画（案） の作成に向けた検討 立地適正化計画の策定	第 4 回検討委員会 (5/31) 第 4 回幹事会 (8/20) 第 5 回検討委員会 (8/31) 第 5 回幹事会 (11/8) 第 6 回検討委員会 (11/13)	第 3 回 (5/9) 第 4 回 (10/9) 第 5 回 (11/20)	第 13 回 (1/30)	オープンハウス型 説明会（11 月） 住民説明会 (12 月) パブリックコメン ト（12~1 月）

(2) 市民参加の概要

年 度	項 目	実施時期	目 的	対 象・方法等
平成 28 (2016) 年度	住民等意向調査	10月～ 11月	住民のまちづくりへの ニーズ等を把握	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民を対象に 郵送によるアンケート調査を 実施 ・配布数 1,500 名 ・回答数 671 名 (回収率 44.7%)
	関係団体等 ヒアリング	11月～ 12月	立地適正化計画を検討 するため、都市機能、 居住、公共交通に関す る意見を把握	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画と関連が深 い庁内部局及び関係団体 に対してヒアリングを実施 ①庁内8部局 ②外部の関係団体 9 団体
平成 30 (2018) 年度	オープンハウス 型説明会	11月	立地適正化計画策定に 向けた取り組みを広く PR	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷市産業祭内のブースに おいてパネルを展示し、今後 のまちづくりに関するアン ケート調査を実施
	住民説明会	12月	立地適正化計画の策定 に向けた計画案の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 2 箇所で説明会を開催 ①深谷公民館大会議室 ②花園公民館大会議室
	パブリック コメント	12月～ 1月	計画案を公表し、市民 意見を反映した計画の 策定	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画(案)をホー ムページ等で公開し、市内に 在住・在勤・在学する方から 意見を収集(意見数: 4名か ら32件)

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参 考

参考2. 策定体制

(1) 深谷市立地適正化計画検討委員会

深谷市立地適正化計画検討委員会設置要綱

平成28年10月7日市長決裁

(設置)

第1条 深谷市立地適正化計画（以下「計画」という。）の検討及び推進にあたり、庁内一体となつて取り組むため、深谷市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関する総合調整に関すること
- (2) 計画の原案の策定に関すること
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、教育長、企画財政部長及び都市整備部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は必要があると認めるときは、委員の一部の出席を求め、会議を開くことができる。

4 委員が会議を開くことができないときは、当該委員の指名する職員（当該委員が属する部局の職員に限る。）が代理して出席することができる。

5 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務を補佐するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は都市整備部長をもって充て、副幹事長は企画財政部次長及び都市整備部次長をもって充てる。
- 4 幹事会は、別表第2に掲げる者その他幹事長が必要と認める者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事会の会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 幹事が会議に出席できないときは、当該幹事の指名する職員が代理として出席できる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会の所掌事務）

第7条 幹事会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に係る各部会での検討内容に関する事項
- (2) 計画の素案策定に関する事項
- (3) その他委員会に付すべき事案の調整に関する事項

（部会）

第8条 幹事会には、特定の事項について検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長が必要とする者をもって充てる。
- 3 部会の設置について必要な事項は、幹事長が別に定める。

（庶務）

第9条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、都市整備部都市計画課にて処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

（施行期日）平成29年10月10日決裁

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

（施行期日）平成30年4月2日決裁

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

（施行期日）平成30年7月2日決裁

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）委員会

委員会	副市長
	教育長
	秘書室長
	産業拠点整備特命監
	企画財政部長
	総務部長
	協働推進部長
	市民生活部長
	福祉健康部長
	こども未来部長
	産業振興部長
	環境水道部長
	都市整備部長
	消防本部消防長
	会計管理者
	議会事務局長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長
教育部長	

別表第2（第6条関係）幹事会

幹事会	都市整備部長
	企画財政部次長
	都市整備部次長
	産業拠点整備室長
	企画課長
	財政課長
	公共施設改革推進室長
	総務防災課長
	自治振興課長
	市民税課長
	資産税課長
	福祉政策課長
	障害福祉課長
	長寿福祉課長
	保健センター所長
	こども青少年課長
	保育課長
	産業振興課長

	商工振興課長 産業ブランド推進室長 環境課長 企業経営課長 水道工務課長 下水道工務課長 建築住宅課長 公園緑地課長 区画整理課長 道路管理課長 道路河川課長 消防総務課長 警防課長 深谷消防課長 花園消防課長 農業委員会事務局次長 教育総務課長
--	---

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章

参 考

(2) 深谷市立地適正化計画策定協議会

深谷市立地適正化計画策定協議会設置要綱

平成 29 年 2 月 16 日市長決裁

(設置)

第1条 深谷市立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、専門的かつ幅広い見地から意見を求めるため、深谷市立地適正化計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要となる事項についての検討
- (2) 計画の策定に関する提言
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、11 人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験
- (2) 関係団体関係者
- (3) 市の住民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会は、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験として任命された委員から委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、市長が計画を定める日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は都市整備部都市計画課にて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、市長決裁の日から施行し、市長が計画を定める日をもって、その効力を失効する。

深谷市立地適正化計画策定協議会委員名簿

要綱による区分		氏名	所属等
1号委員	学識経験者	◎久保田 尚	埼玉大学大学院 教授
		○村山 顕人	東京大学大学院 准教授
2号委員	関係団体関係者	滝澤 英之 (下境 将寛)	深谷商工会議所 青年部会長
		石塚 大右	ふかや市商工会 青年部部长
		後藤 高明	深谷市民間保育協議会
		神戸 章	埼玉県老人福祉施設協議会 大里支部
		榎澤 正範	深谷市障害者 基幹相談支援センター
		浅見 幹男	深谷市自治会連合会 会長
		鈴木 貴大	交通事業者
3号委員	市の住民	野村 政子	深谷市人材バンク
		当間 ミゲル	深谷市人材バンク

※◎印は会長、○印は副会長を示す。

※（ ）内は前任者を示す。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参 考

参考3. 上位・関連計画

	計画名	計画期間	概要
上位計画	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 29 (2017) 年 }	<ul style="list-style-type: none"> ●人口、人や物の動き、土地利用、公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちづくりの方針を定めたもの。 ●都市づくりの基本理念として、「コンパクトなまちの実現」が掲げられている。
	第2次深谷市総合計画	(基本構想) 平成 30 (2018) 年度 } 平成 39 (2027) 年度 (前期基本計画) 平成 30 (2018) 年度 } 平成 34 (2022) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●深谷市が、大きく変化する社会状況の中で、目指すべき将来都市像を明らかにし、市民と行政が協力して、より良いまちをつくるための指針として策定したもの。 ●基本構想に位置付ける土地利用構想では、深谷市の土地利用の基本方針を定めている。
	深谷市都市計画マスタープラン	平成 24 (2012) 年 } 平成 42 (2030) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画に係わる根本的な計画であり、深谷市における目指すべき都市の将来像や整備の方針を明確にし、今後の「市の都市計画の基本的な方針」としての役割を担うもの。 ●立地適正化計画は本計画の将来都市構造である「エコ・コンパクトな集約型都市構造」の実現に向けたアクションプランと位置付ける。
関連計画	深谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 (2015) 年度 } 平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少対策や東京一極集中の是正を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、深谷市の対応策を戦略としてとりまとめたもの。
	深谷市公共施設等総合管理計画	平成 25 (2013) 年度 } 平成 64 (2052) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等に係わる計画であり、「深谷市公共施設等総合管理計画」ではインフラを含む公共施設について、将来維持できる施設量を試算し、用途別の長期方針を示しており、「深谷市公共施設適正配置計画」では個別の公共施設の適正配置短期方針を示している。
	深谷市公共施設適正配置計画	平成 25 (2013) 年度 } 平成 34 (2022) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画ではこれらの計画と連携を図ることで、複合化や統廃合等の対象となっている誘導区域内の市有財産について、誘導施設としての活用を検討する。
	深谷市地域公共交通網形成計画	平成 31 (2019) 年度 } 平成 35 (2023) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する法定計画として、総合的なまちづくりの一環として公共交通に係る事項を位置づけた計画として策定したもの。 ●深谷市の掲げる将来都市像の実現と市民にとって、「住み続けたい」、「安心して暮らすことができる」まちづくりを進めるため、「市民活動と移動を支える、持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本方針に計画を推進する。

参考4. 用語集

・本冊子中「＊」印を付した用語の解説。

(50音順)

あ行	
エコ・コンパクト	都市機能を集約し、徒歩や公共交通による移動性を重視することで二酸化炭素排出量の抑制や効率的な資源循環を目指すこと。
か行	
開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。
基幹集落	幹線道路、公共交通、施設の配置を踏まえた利便性が比較的高い集落のこと。
基準法外道路	建築基準法で定められた道路以外の道路のこと。
既存集落	市街化調整区域において、おおむね50以上の建築物が連たん等している地域のうち条例で指定する区域のこと。
基盤整備	生活に必要な道路、公園、緑地、下水道などの施設について整備すること。
計画降雨	100～200年に1回程度想定される最大雨量のこと。
建築確認	建築物の安全性を確保するために、建築物を建築するとき、建築主は自治体や指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法等の基準に適合していることの審査を受けなければならない制度のこと。
建築基準法第42条第2項道路	都市計画区域に指定された時点において、既に建築物が建ち並んでいた幅員4m未満の道路で特定行政庁が指定した道路のこと。
建築行為	建築物を新築、増築、改築、又は移転する行為のこと。
公共交通	不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。
洪水浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。
洪水・内水ハザードマップ	洪水時の円滑な避難の確保を図るため、洪水時に予想される浸水の深さ、洪水予報等情報の伝達方法、避難所及び避難する際の危険箇所などを示したもの。
交通結節点	異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設であり、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で自動車を運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人のこと。
高齢化率	総人口に、65歳以上の高齢者人口が占める割合のこと。

高齢人口	65歳以上の高齢者の人口のこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる調査のこと。
国立社会保障・人口問題研究所	人口・世帯数の動向や社会保障政策や制度についての研究などを行う、厚生労働省の研究機関のこと。
コミュニティバス	地域住民の交通手段を確保するために、地方自治体などが運営するバスのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる都市構造のこと。

さ行	
市街化区域	都市計画法に基づき、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域のこと。また、農林漁業用の建築物などや一定の要件などを備えた計画的開発などを除き原則として開発行為は許可されない区域のこと。
集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能の集約を誘導する地域とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造のこと。
スプロール化	都市の急激な発展で、市街地が無秩序・無計画に郊外に広がっていく現象のこと。
生活道路	児童生徒の通学、食料日用品の買い物、近隣との往来など市民の日常生活に使用する道路のこと。
生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な施設のこと。
線引き	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを促進するため、市街化を促進する区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度のこと。
想定最大規模の降雨	1000年（あるいはそれ以上）に1回程度想定される最大雨量のこと。

た行	
第1次産業	産業分類の一つで、自然界に直接働きかけ、直接富を取得する産業が分類される。具体的には、農業、林業、漁業がある。
第2次産業	産業分類の一つで、第1次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業が分類される。具体的には、製造業、建設業、電気・ガス業がある。
第3次産業	産業分類の一つで、第1次産業にも、第2次産業にも分類されない産業が分類される。具体的には、小売業やサービス業がある。

地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
地区計画	都市計画法に基づき、良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標にあわせ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりして、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度のこと。
都市機能	都市が持つ日常生活に必要な機能であり、商業機能、医療機能、子育て機能、行政機能等が挙げられる。
都市機能増進施設	居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。
都市計画運用指針	国土交通省が公表している指針であり、都市計画制度の原則的な考え方を示したもの。
都市計画区域	都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を都道府県が指定するもの。
都市計画審議会	都市計画を決定する際に、都道府県知事や市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について審議するため、都市計画法に基づき設置する市の附属機関のこと。
都市計画道路	都市計画法に定められている都市施設のひとつであり、あらかじめルート、位置、幅員などを都市計画で定め、都市の骨格を形成する道路のこと。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律のこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域のこと。
土地区画整理事業	宅地の形状を整えるとともに、土地の一定割合を減歩として公共施設のために提供し合うことにより道路や公園などの都市基盤を整備していく事業のこと。
土木インフラ	道路、橋梁、上水道、下水道、公園等のこと。

な行

年少人口	15歳未満人口のこと。
------	-------------

は行

パーソントリップ調査	「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるための調査のこと。
------------	--

非線引き都市計画区域	市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分しない（線引きをしない）都市計画区域のこと。
-------------------	--

ま行	
民生費	社会福祉費、児童福祉費、生活保護費など福祉の充実のために地方自治体が歳出する費用のこと。
面整備	道路や下水道施設等の基盤施設の整備（線整備）に加えて、建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体でまちを整備すること。

や行	
優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。
用途地域	都市機能の維持増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、都市の中を 13 種類に区分し、建築物の用途、容積率、建ぺい率などの制限を行う制度のこと。

アルファベット	
DID	人口密度約 4,000 人/km ² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、あわせて人口 5,000 人以上を有する地域（人口集中地区）のこと。
PDCA サイクル	計画（Plan）を立て、計画に基づき実行（Do）し、実行した内容を評価・検証（Check）し、見直し・改善（Act）に結び付けることで、次の計画（Plan）に活かすといった業務を継続的に改善するための管理手法のこと。
TMO	Town Management Organization の略。中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地の商業活動の活性化に向けて、商店街へのテナントの誘致や店舗配置、イベントの開催など、まちづくりを運営、管理する機関のこと。